



第23期定時株主総会 招集ご通知

■開催概要

<日時>

2023年2月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

<場所>

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール

■Contents

招集ご通知	1
(提供書面) 第23期事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告	25

株主総会参考書類

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 定款一部変更の件	32
第3号議案 取締役6名選任の件	34
第4号議案 監査役2名選任の件	38

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/2471/>



新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会
へのご出席に関しましては、開催日時点での流行状況、
株主様ご自身の体調より、ご無理のないようにお
願い申し上げます。

株式会社エスプール

証券コード 2471

株主各位

証券コード 2471
2023年2月6日

東京都千代田区外神田一丁目18番13号

株式会社エスプール
代表取締役会長兼社長 浦上 壮平

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら後述の株主総会参考書類をご検討のうえ、当日のご来場につきましては、ご無理のないようお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネット等の議決権行使につきましては、4ページ～5ページに記載のご案内に従って2023年2月21日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	2023年2月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
② 場 所	<p>東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール</p> <p>ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。</p>
③ 目的事項	<p>報告事項 1. 第23期（2021年12月1日から2022年11月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2021年12月1日から2022年11月30日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件</p>
④ 議決権の行使等についてのご案内	4ページ～5ページに記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

インターネットによる掲載事項：

事業報告の「1. 企業集団の現況に関する事項」のうちの「(12) 主要な営業所」「(13) 従業員の状況」「(14) 主要な借入先の状況」「(15) その他企業集団の現況に関する事項」「2. 会社の株式に関する事項」「3. 会社の新株予約権等に関する事項」「7. 会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.spool.co.jp/investor/stock/meeting.html>) に掲載することにより開示しております。

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

招集ご通知

事業報告

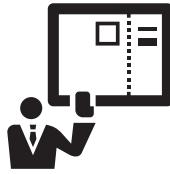
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 株主総会当日までの感染症拡大の状況等により、株主総会の開催に関して、大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにて、ご通知させていただきます。
- 株主総会会場においては、マスクの着用、アルコール消毒、検温等のご協力をお願い申し上げます。また、発熱（37.5度以上）、咳等の症状により、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、ご入場をお断りする場合がございます。

当社ウェブサイト (<https://www.spool.co.jp/>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年2月22日(水曜日)
午前10時



書面により議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年2月21日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等により議決権行使する方法

次ページのご案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年2月21日(火曜日)
午後6時完了分まで

書面及びインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

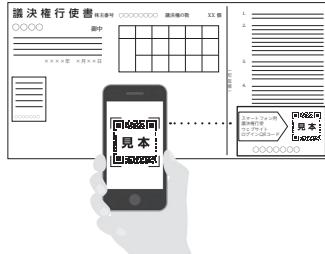
また、インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

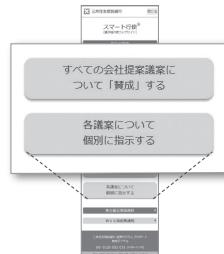
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

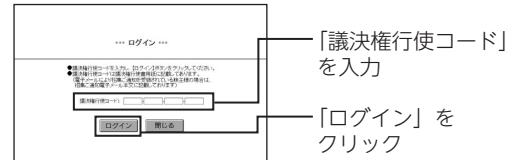
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

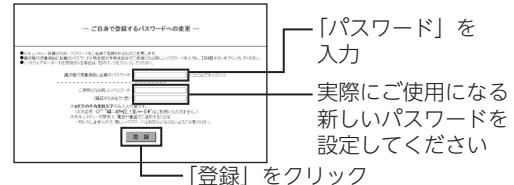
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

第23期事業報告 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

一般的概況

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限の緩和を受け、経済活動が正常化に向かう兆しがあるものの、ウクライナ情勢等の影響から世界的なエネルギー供給不足を原因とする物価の上昇が強まっており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

そのような中、当社グループは、領域の異なる事業を複数展開するポートフォリオ経営を推進したことにより、外部環境変動のリスクを最小限に抑え、売上、営業利益、経常利益がいずれも過去最高を更新しました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券評価損の計上等により減益となりました。

事業別では、ビジネスソリューション事業において、主力の障がい者雇用支援サービスが、設備販売、管理収入ともに順調な伸びとなり、グループ業績をけん引しました。また、新規事業も好調な立ち上がりを見せており、新たな収益の柱として貢献するまでに成長しました。環境支援サービスについてはコンサルティング業務が大きく伸びたほか、広域行政BPOサービスにおいては計画を上回るペースで拠点開設を進め、大幅な增收増益となりました。

一方、人材アウトソーシングサービスについては長らく增收基調が続いていましたが、当連結会計年度はコールセンター業務のスポット案件が第3四半期以降大きく縮小しており、売上が伸び悩む結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は26,650百万円（前連結会計年度比7.2%増）、営業利益は3,091百万円（前連結会計年度比15.9%増）、経常利益は3,118百万円（前連結会計年度比16.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,809百万円（前連結会計年度比3.8%減）となりました。

事業別概況

当連結会計年度のセグメント業績（セグメント間内部取引消去前）は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度		
	売上高（百万円）	前期比（%）	構成比（%）
報告セグメント	26,779	7.4	100.5
ビジネスソリューション事業	10,202	32.6	38.3
人材ソリューション事業	16,577	△3.8	62.2
調整額	△128	-	△0.5
合 計	26,650	7.2	100.0

(ビジネスソリューション事業)

[事業概要]

ビジネスソリューション事業では、シニアや障がい者など潜在労働力の活用を支援するサービスや、企業の業務の一部を受託するアウトソーシングサービスを提供しています。前者においては、株式会社エスプールプラスが、障がい者の就労に適した農園を企業に貸し出し、主に知的障がい者の採用・教育から定着化までを支援するサービスを行っています。株式会社エスプールでは、様々な経験やノウハウを有するシニアを企業の経営課題や業務課題の解決に役立てるサービスを提供しています。

後者のアウトソーシングサービスでは、株式会社エスプールロジスティクスが、通販商品の発送を代行する物流サービスを行っています。株式会社エスプールリンクでは、アルバイトやパートの求人応募の受付を代行する採用支援サービスを提供しており、株式会社エスプールセールスサポートでは、対面型の会員獲得業務や販売促進業務を行っています。ブルードットグリーン株式会社は、CO₂の排出量算出や環境情報の開示に関するコンサルティング、カーボンオフセット仲介など環境経営の支援に関するサービスを提供しています。また、2021年12月に新設した株式会社エスプールグローカルでは、複数の自治体の行政業務を一括で受託する広域行政BPOサービスを行っています。

[当連結会計年度の経営成績]

主力事業である障がい者雇用支援サービスにおいては、企業の障がい者雇用に対する意識がESG経営の浸透に伴い一段と高まっており、営業活動が好調に推移しました。その結果、設備販売が期初計画を大きく上回り、ストック収入となる管理料も順調な伸びとなりました。ロジスティクスアウトソーシングサービスについては、低採算案件の整理等により収益の安定化が進んでおり復調の兆しが見えてきました。環境経営支援サービスにおいては、コンサルティング業務が大きく伸びたことで大幅な増収増益となりました。CDPの回答支援業務が前期から倍増となったほか、新たに開始したTCPD提言に沿った情報開示の支援業務も大きな伸びとなりました。広域行政BPOサービスについては、自治体からの引き合いが非常に強く計画を上回るペースで拠点開設を進めることができました。オンライン窓口の導入も急ピッチで進んでおり、約半年で30の自治体に導入するに至りました。一方、採用支援サービスにおいては、新型コロナウイルスの感染が再拡大するたびに飲食業を中心に採用が抑制されることとなり、減収減益となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は10,202百万円（前連結会計年度比32.6%増）、営業利益は2,921百万円（前連結会計年度比37.7%増）となりました。

(人材ソリューション事業)

[事業概要]

人材ソリューション事業は、人材派遣サービスを主力とする株式会社エスプールヒューマンソリューションズが提供するサービスで、コールセンター等のオフィスサポート業務とスマートフォンや家電製品等の店頭販売支援業務に関する人材サービスを展開しています。サービスの特徴は、フィールドコンサルタント（F C）と呼ばれる同社の従業員と派遣スタッフをチームで派遣する「グループ型派遣」の形態を採用している点になります。派遣先に常駐する F Cが派遣スタッフを現場で手厚くフォローすることで、未経験者を短期間で育成できるだけでなく定着率の向上にもつながり、顧客満足度の向上とシェア拡大につながっています。

[当連結会計年度の経営成績]

主力のコールセンター業務については、新型コロナウイルス感染症対策に関連したスポット業務が縮小となる一方で、新たな案件の獲得が遅れており売上が伸び悩む結果となりました。また、販売支援業務についても、一部の業務において再開の兆しが見えてきたものの、通信キャリア関連の人材ニーズが弱く本格的な需要回復には至りませんでした。その一方で、売上減に対応するため支店の統廃合や人員体制の見直しなど販売費及び一般管理費の削減に取り組みましたが、その本格的な効果は来期以降になる見込みで当期については限定的となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は16,577百万円（前連結会計年度比3.8%減）、営業利益は1,669百万円（前連結会計年度比12.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3,395百万円で、その主なものは、株式会社エスプールプラスが展開する障がい者雇用支援サービスの農園建設費用であります。

セグメントごとに示すと、次のとおりになります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）
ビジネスソリューション事業	3,380
人材ソリューション事業	14
全社	—
合 計	3,395

ビジネスソリューション事業の設備投資3,380百万円のうち、障がい者雇用支援サービスの農園の増新設に係る設備費用は3,133百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、ソーシャルビジネスを通じて新たな価値を提供することで、社会的価値と経済的価値の両立の実現することを中期的なビジョンとしております。また、高い収益性を確保することで、持続的成長に向けた投資と株主の皆さまへの安定的な還元を両立することを目指しております。また、経営面では、環境変化に強い企業グループを目指すポートフォリオ経営を基本戦略とし、以下の3点を重点戦略として定めております。

- ・既存事業の深掘りによるオーガニック成長の継続
- ・新たな事業領域における成長機会の獲得
- ・E S Gを軸とした経営基盤の強化

当社グループは、持続的な成長を実現していくために、以下5点を対処すべき課題として認識しております。

①既存事業の継続的な発展

当社グループは、持続的な成長を実現するには安定的な収益基盤を構築することが重要であると考えております。その根幹となる既存事業においては、現在の事業領域で継続的な収益を確保しつつ、派生事業の開発に取り組むことで収益構造の多様化を進めてまいります。また、長期的視点での成長を確実なものとするために、既存サービスの継続的な改善及び高付加価値化によって競争優位性を着実に高め、お客様との強固な関係の構築に取り組んでまいります。

②主力事業への依存度の軽減

当社グループの営業利益の構成比は、人材派遣サービスと障がい者雇用支援サービスの主力2事業で84.8%を占めております。今後の事業を取り巻く環境の変化等により主力事業の売上が減少した場合には、業績に影響を与える可能性があることから、新たな収益の柱の構築が必要であると認識しております。具体的には、ロジスティクスアウトソーシングサービスをはじめとした既存事業のより一層の推進を図るとともに、市場拡大が期待できる自治体向けのBPOサービス領域や環境ビジネス領域など新たな事業領域での成長機会の獲得を目指してまいります。

③DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとして私たちの生活や経済活動はオンラインを前提とした業務への移行が進んでいます。また、ダイバーシティ推進の側面からも、多様な働き方を支える環境構築には優れたITシステムの整備が必須となっています。こうした環境変化に対応するため、当社グループでは、DXに対応したITやデジタル技術、蓄積データの活用を推進することで、業務の効率化、生産性の向上、営業力の強化を図り、より一層の競争力向上を実現してまいります。

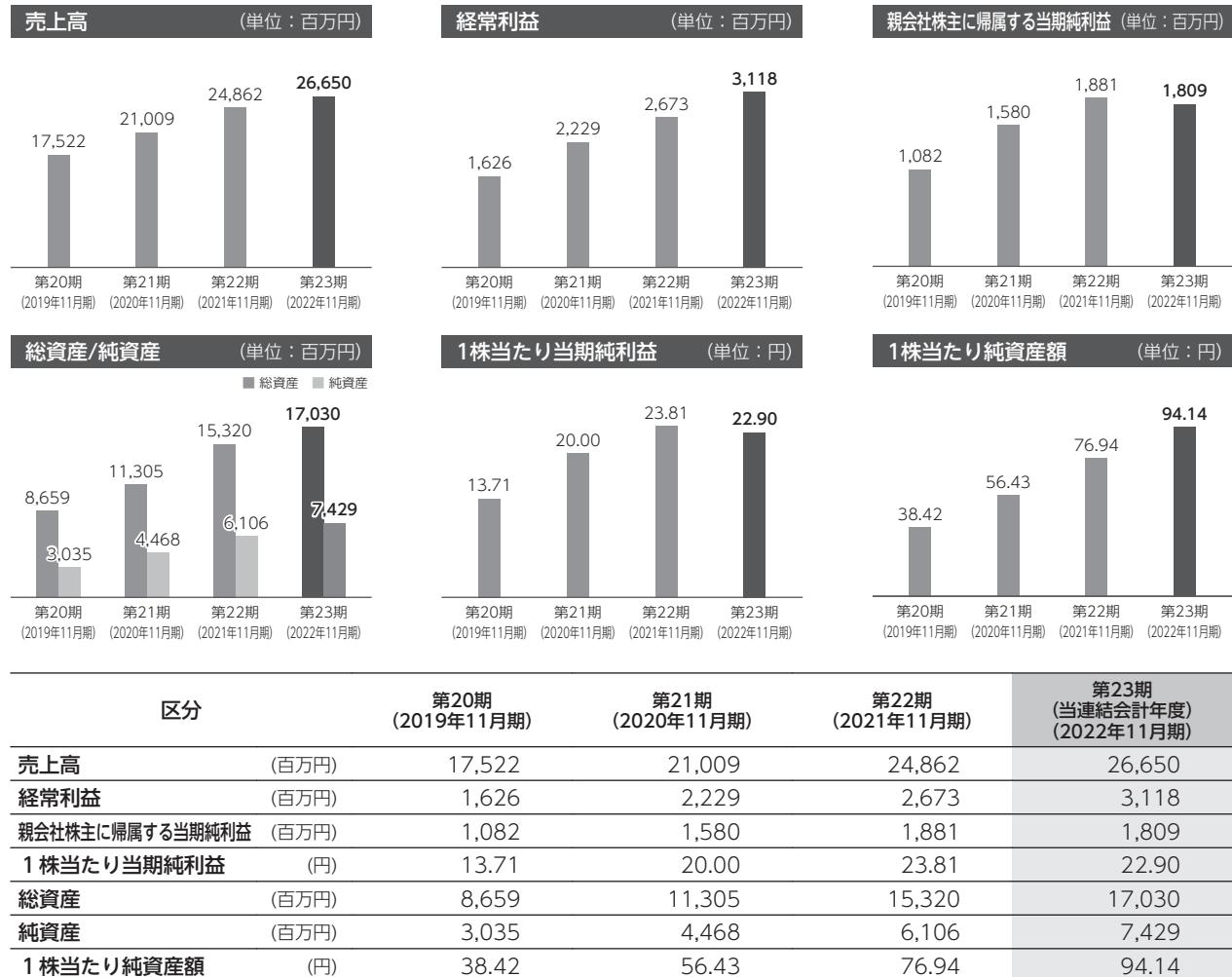
④社会感度の高い人材の採用・育成

「社員の成長が会社の成長につながる」という方針のもと、当社グループのビジョンに共鳴する優秀な人材を採用し育成を続けることが重要であると考えております。ソーシャルビジネスの推進に必要な資質、具体的には社会変化や課題を敏感に察知し、主体的に解決に取り組むことのできる人材の採用を積極的に進めるとともに、若手リーダーの育成にも注力してまいります。

⑤ダイバーシティの推進

当社グループは、多様な人材が長期的に活躍できる環境を構築することが企業の競争力を高める上で重要であると考えております。全ての従業員が長く安心して働くことができるよう、新卒育成プログラムに基づくジョブローテーションの実施やキャリアチャレンジ制度など退職抑制のための取り組み、従業員持株会の奨励金100%付与（積立金額に対して同額の奨励金を会社から支給）、ブーメラン制度（退職した従業員の出戻り制度）の活用など、環境整備に注力しております。

(9) 財産及び損益の状況



(注) 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき5株の割合で、また、2019年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)エスプールヒューマンソリューションズ	151	100.0	人材派遣、人材紹介
(株)エスプールプラス	105	100.0	障がい者雇用支援
(株)エスプールロジスティクス	30	100.0	ロジスティクスアウトソーシング
(株)エスプールセールスサポート	10	100.0	セールスサポート
(株)エスプールリンク	10	100.0	採用支援
(株)エスプールグローカル	10	100.0	広域行政BPOサービス
ブルードットグリーン(株)	10	100.0	環境経営支援

(11) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

事業部門	事業内容
ビジネスソリューション事業	ロジスティクスアウトソーシング、障がい者雇用支援、プロフェッショナル人材バンク、採用支援、セールスサポート、環境経営支援、広域行政BPOサービス
人材ソリューション事業	人材派遣、人材紹介

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年11月30日現在)

取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況
代表取締役 会長兼社長	浦上壮平	株式会社エスプールヒューマンソリューションズ 代表取締役 株式会社エスプールプラス 代表取締役 株式会社エスプールロジスティクス 代表取締役 株式会社エスプールセールスサポート 代表取締役 株式会社エスプールリンク 代表取締役 ブルードットグリーン株式会社 代表取締役 株式会社エスプールグローバル 代表取締役	17/17回 (100%)
取締役	佐藤英朗	管理本部担当	17/17回 (100%)
取締役	荒井直	社長室・子会社担当	17/17回 (100%)
社外 独立 取締役	赤浦徹	インキュベイトファンド株式会社 代表取締役	17/17回 (100%)
社外 独立 取締役	宮沢奈央	弁護士 T F R 法律事務所	17/17回 (100%)
社外 独立 取締役	仲井一彦	公認会計士 仲井一彦公認会計士事務所	17/17回 (100%)

監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況	監査役会出席状況
社外 独立 常勤監査役	徐進		17/17回 (100%)	15/15回 (100%)
社外 独立 監査役	畠中裕	エムアンドシーコンサルティング株式会社 代表取締役	17/17回 (100%)	14/15回 (93.3%)
社外 独立 監査役	吉岡勇	社会保険労務士 ヨシオカ人事研究所	17/17回 (100%)	15/15回 (100%)

(注) 当社と、インキュベイトファンド株式会社、T F R 法律事務所、仲井一彦公認会計士事務所、エムアンドシーコンサルティング株式会社、ヨシオカ人事研究所との間に特別の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行取締役等でない各取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円又は法令が定める金額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役浦上壯平、佐藤英朗、荒井直、赤浦徹、宮沢奈央、仲井一彦、監査役徐進、畠中裕及び吉岡勇との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものです。ただし、当社の承諾なくして和解した場合の和解金は補償されないなどの適正性確保措置があります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の①取締役、②監査役、③管理職従業員（役員と共同被告となった場合その他一定の場合には管理職以外の従業員を含みます）、④上記①から③の者とともに損害賠償請求された場合の当該請求された者の配偶者、及び⑤上記①から③の者の法定相続人が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとされています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(取締役)

取締役のうち、業務執行取締役の報酬は固定報酬と業績連動賞与で構成され、その金額の算定方法についての内規を定めております。非業務執行取締役は、その職務の性質上、固定報酬のみとしております。

業務執行取締役の固定報酬額については、年度決算が確定した後の定期取締役会において、各人の職務内容、能力、経歴、年数に、企業価値の増減、株主還元施策、売上及び利益の増加、新規事業の育成、人材育成及び組織開発の進展度といった前期実績を反映させ、当期の各人ごとの固定報酬額を代表取締役が起案し、非業務執行の取締役、監査役も含めて取締役会において協議して決定しております。

業績運動賞与の金額は、連結経常利益の増加の10%または連結経常利益の3%を目安として算出し、定時株主総会の承認を条件として支給しております。各人への配分は原則固定報酬額比例としております。業績運動賞与の指標に連結経常利益を選択した理由は、中期的に当社グループが成長期にあり、株主から期待される利益拡大へのインセンティブが働く仕組みにするため、及びなるべくシンプルで分かりやすい仕組みにするためであります。

当事業年度の連結経常利益増加額の10%は44百万円、連結経常利益の3%は93百万円ですが、投資有価証券評価損を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益が前連結会計年度比減となったことを考慮し、当事業年度の業績運動賞与の支給は行わないことといたしました。なお、決定に関する方針は、2021年1月15日開催の取締役会にて決定しております。

(監査役)

監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であるという職務の特性から、固定報酬のみとしております。その報酬額については、監査役の協議により決定する方針としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2018年2月27日開催の株主総会において、取締役の報酬額は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は6名（うち社外取締役3名）です。

また、2003年9月11日開催の株主総会において、監査役の報酬額は月額2百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は3名（うち社外監査役3名）です。

なお、役員の員数は定款に、取締役は9名以内、監査役は5名以内と定めております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における報酬等の額は、2022年2月10日の取締役会にて、個別の金額を開示したうえで固定報酬を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、社外監査役は3名であります。

(社外取締役)

赤浦徹氏は、インキュベイトキャピタルパートナーズの代表取締役として、企業投資に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、誠実な人格を兼ね備えております。長年にわたる企業の取締役等の経験から、取締役会における適切な意思決定等の職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、重要な経営方針や事業に関する助言を積極的に行うとともに、客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

宮沢奈央氏は、弁護士として法務全般に関し高度な専門的知識と経験を有しており、専門家としての経験及び実績を活かして職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、会社の透明性・客観性の向上及び監督機能の強化に貢献するとともに、専門家として客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

仲井一彦氏は、公認会計士としての実績や上場企業の社外役員としての豊富な経験及び専門家としての広範な見識を有しており、その豊富な経験と実績を活かした適切な意思決定及び監督機能の強化等の職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、経営課題や事業のリスク管理等に関して有益な助言を行うとともに、専門家として客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

(社外監査役)

徐進氏は、常勤監査役として社内管理体制の強化及び監査役会統括のために就任しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

畠中裕氏は、経営コンサルタントとしての実績や他社の経営者としての豊富な経験があり、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

吉岡勇氏は、社会保険労務士としての人事・労務に関する豊富な専門的知見を有しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(利害関係)

社外取締役赤浦徹氏は、過去において他の会社の役員であったことがあります、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。また、社外取締役仲井一彦氏は、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。

社外監査役徐進氏は、過去において他の会社の役員であったことがあります、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。また、社外監査役畠中裕氏は、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役赤浦徹氏及び社外監査役徐進氏は、当社の株主であり、当社株式の売買に関しては当社取締役と同様に、当社へ事前申請し、承認を取得することで合意しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、上記を除き、記載すべき人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、当社では、すべての社外取締役及び社外監査役について、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として選任しております。

(2) 社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方

社外取締役及び社外監査役はいずれも、親会社又は他の関係会社の出身者でなく、当該会社の主要株主でもありません。また、当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者でなく、当社の子会社から役員としての報酬等その他財産上の利益を受けている者でもありません。よって社外取締役及び社外監査役はいずれも独立性の確保ができているものと考えます。

なお、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準や方針は特段定めておりませんが、当社との人的関係、資本的関係等の特別な利害関係がなく、高い知見に基づき当社の経営監視ができること等を個別に判断し、選任しております。

(3) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会その他会議に出席し、取締役会における監査役の意見や内部統制の評価結果の報告などを踏まえて意見を述べること等により、業務執行から独立した立場からの経営監督機能を果たしております。

社外監査役は、取締役会や監査役会に出席し、客観的かつ独立的な立場から意見を述べるほか、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査機能の強化に努めています。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額については、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,056
現金及び預金	3,212
売掛金	3,441
商品	94
その他	313
貸倒引当金	△5
固定資産	9,973
有形固定資産	9,128
建物及び構築物	7,939
車両運搬具	254
土地	55
建設仮勘定	624
その他	255
無形固定資産	60
ソフトウエア	60
その他	0
投資その他の資産	784
投資有価証券	41
敷金及び保証金	690
繰延税金資産	51
資産合計	17,030

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,176
買掛金	261
短期借入金	3,450
1年内返済予定の長期借入金	228
未払金	453
未払法人税等	633
未払消費税等	330
未払費用	1,428
賞与引当金	159
その他	230
固定負債	2,424
長期借入金	959
繰延税金負債	148
資産除去債務	1,283
その他	33
負債合計	9,601
純資産の部	
株主資本	7,437
資本金	372
資本剰余金	246
利益剰余金	6,819
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	0
為替換算調整勘定	0
非支配株主持分	△8
純資産合計	7,429
負債及び純資産合計	17,030

連結損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	26,650
売上原価	17,909
売上総利益	8,741
販売費及び一般管理費	5,649
営業利益	3,091
営業外収益	59
受取利息	0
助成金収入	57
その他	1
営業外費用	32
支払利息	30
支払手数料	1
その他	0
経常利益	3,118
特別利益	31
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	30
特別損失	241
固定資産除却損	47
リース解約損	0
投資有価証券評価損	193
税金等調整前当期純利益	2,908
法人税、住民税及び事業税	1,036
法人税等調整額	38
当期純利益	1,833
非支配株主に帰属する当期純利益	24
親会社株主に帰属する当期純利益	1,809

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2022年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,497
現金及び預金	316
売掛金	412
前払費用	148
関係会社短期貸付金	3,214
立替金	600
未収入金	806
固定資産	1,612
有形固定資産	379
建物及び構築物	278
工具、器具及び備品	98
その他	2
無形固定資産	25
ソフトウエア	24
その他	0
投資その他の資産	1,207
投資有価証券	41
関係会社株式	566
繰延税金資産	21
敷金及び保証金	577
資産合計	7,110

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,433
買掛金	26
短期借入金	3,450
1年内返済予定の長期借入金	228
未払金	118
未払費用	94
未払法人税等	455
預り金	23
賞与引当金	13
その他	21
固定負債	960
長期借入金	959
その他	0
負債合計	5,393
純資産の部	
株主資本	1,716
資本金	372
資本剰余金	222
資本準備金	222
利益剰余金	1,122
その他利益剰余金	1,122
繰越利益剰余金	1,122
自己株式	△0
純資産合計	1,716
負債及び純資産合計	7,110

損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,843
売上原価	177
売上総利益	1,666
販売費及び一般管理費	1,753
営業損失	86
営業外収益	683
受取利息	82
受取配当金	600
その他	0
営業外費用	27
支払利息	26
その他	1
経常利益	570
特別利益	30
投資有価証券売却益	30
特別損失	207
固定資産除却損	14
投資有価証券評価損	193
税引前当期純利益	392
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	12
当期純利益	378

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月18日

株式会社エスプール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 本間洋一印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹原玄印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスプールの2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスプール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月18日

株式会社エスプール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 本間洋一印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹原玄印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスプールの2021年12月1日から2022年11月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するに、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月19日

株式会社エスプール 監査役会

常勤監査役（社外監査役）徐 進 印
監査役（社外監査役）畠 中 裕 印
監査役（社外監査役）吉 岡 勇 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上と、それを通じた株主還元に積極的に取り組んでまいります。配当につきましては、成長のための事業投資を最優先とします。その上で、資本効率や財務基盤の強化を勘案し、安定的、かつ、持続的に株主還元の向上に努めてまいります。具体的には、2025年11月期までに連結配当性向を30%以上とすることを目標に、安定的な株主還元に努めてまいります。なお、単年度においては、連結配当性向が60%を超えない限り減配はしないこととします。

第23期の期末配当につきましては、前述の配当方針並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1 株につき金 8.0円 配当総額 632,029,160円 (配当の原資 利益剰余金)
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年2月24日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(参考書類等のインターネット開示)</u> <u>第15条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	浦上 壮平 うら かみ そう へい (1966年8月25日)	<p>1990年4月 日本情報サービス株式会社入社</p> <p>1992年7月 株式会社ファコムジャパン入社</p> <p>1995年4月 株式会社タートルジャパン(現株式会社学研エル・スタッフ イング)入社</p> <p>1998年6月 同社取締役</p> <p>1999年12月 当社設立代表取締役社長</p> <p>2004年10月 当社代表取締役会長兼CEO</p> <p>2006年3月 当社代表取締役会長兼社長(現任)</p> <p>2009年12月 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ代表取締 役(現任)</p> <p>2011年12月 株式会社わーくはぴねす農園(現株式会社エスプールプラ ス)代表取締役(現任)</p> <p>2013年12月 株式会社エスプールロジスティクス代表取締役(現任)</p> <p>2014年11月 株式会社エスプールセールスサポート代表取締役(現任)</p> <p>2019年12月 株式会社エスプールリンク代表取締役(現任)</p> <p>2020年6月 ブルードットグリーン株式会社代表取締役(現任)</p> <p>2021年12月 株式会社エスプールグローカル代表取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社エスプールヒューマンソリューションズ代表取締役</p> <p>株式会社エスプールプラス代表取締役</p> <p>株式会社エスプールロジスティクス代表取締役</p> <p>株式会社エスプールセールスサポート代表取締役</p> <p>株式会社エスプールリンク代表取締役</p> <p>ブルードットグリーン株式会社代表取締役</p> <p>株式会社エスプールグローカル代表取締役</p>	8,039,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	佐藤 英朗 (1970年11月4日)	<p>1994年4月 中央監査法人入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年9月 当社入社 2003年2月 当社取締役 2004年11月 当社執行役員管理本部長 2007年2月 当社取締役管理本部担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p>	1,970,900株
3 再任	荒井 直 (1975年7月13日)	<p>1999年4月 東急観光株式会社(現東武トップツアーズ株式会社)入社 2002年7月 当社入社 2008年3月 当社社長室長 2014年11月 株式会社エスプールセールスサポート取締役(現任) 2014年12月 当社執行役員社長室長 2017年2月 当社取締役社長室・子会社担当(現任) 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ取締役(現任) 株式会社エスプールプラス取締役(現任) 株式会社エスプールロジスティクス取締役(現任) 2019年12月 株式会社エスプールリンク取締役(現任) 2020年6月 ブルードットグリーン株式会社取締役(現任) 2021年12月 株式会社エスプールグローバル取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p>	508,100株
4 再任	赤浦 徹 (1968年8月7日)	<p>1991年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)入社 1999年10月 インキュベイトキャピタルパートナーズ設立ゼネラルパートナー(現任) 2000年3月 当社社外取締役(現任) 2005年6月 株式会社jig.jp取締役(現任) 2007年8月 Sansan株式会社社外取締役(現任) 2010年9月 インキュベイトファンド株式会社代表取締役(現任) 2014年10月 株式会社ダブルスタンダード社外監査役(現任) 2019年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) インキュベイトファンド株式会社代表取締役</p>	2,740,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	宮沢 奈央 (1982年5月25日)	<p>2005年4月 ぴあ株式会社入社</p> <p>2016年9月 弁護士登録</p> <p>TF法律事務所開設</p> <p>2018年2月 OMM法律事務所開設</p> <p>当社社外取締役(現任)</p> <p>2020年9月 TF R法律事務所開設(現任)</p> <p>2020年10月 株式会社マイクロアド監査役</p> <p>2021年12月 株式会社マイクロアド取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>TF R法律事務所</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任	仲井 一彦 (1951年8月31日)	<p>1976年8月 監査法人中央会計事務所入所</p> <p>1981年3月 公認会計士登録</p> <p>1995年11月 中央監査法人代表社員</p> <p>2005年3月 税理士登録</p> <p>2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員</p> <p>2010年7月 仲井一彦公認会計士事務所開設(現任)</p> <p>2011年6月 日本アンテナ株式会社社外監査役(現任)</p> <p>2012年3月 株式会社大塚商會社外監査役(現任)</p> <p>2019年2月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>仲井一彦公認会計士事務所</p>	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者が所有する当社の株式数は2022年11月30日現在のものであります。

3. 赤浦徹氏、宮沢奈央氏並びに仲井一彦氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

(1) 赤浦徹氏は、インキュベイトファンド株式会社の代表取締役として、企業投資に関する豊富な知識と経験を有し、複数の企業の社外取締役等を経験しております。これらのことにより、当社経営のさらなる効率性・透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。また、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出しております。同氏と当社との間には金銭等の授受がないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。従いまして、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって22年11ヶ月であります。

(2) 宮沢奈央氏は、弁護士として法務に関する豊富な見識を有しております。そのため、当社取締役の業務執行に関する監督機能の強化に繋がるものと期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と実績があり、取締役会において適切な監督・助言を行えるものと判断いたしました。また、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出しております。同氏と当社との間には金銭等の授受がないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。従いまして、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

(3) 仲井一彦氏は、公認会計士としての実績や複数の企業の社外監査役等の経験を有しており、当社の取締役の業務執行に対し公正中立な立場から提言・助言をいただけるものと考えております。これらのことにより、当社経営のさらなる効率性・透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待できると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として複数の企業の監査を経験しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。また、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出しております。同氏と当社との間には金銭等の授受がないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。従いまして、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

5. 当社と各社外取締役は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円または法令が定める金額のいずれか高い額としております。赤浦徹氏、宮沢奈央氏並びに仲井一彦氏の選任が承認された場合、当社は各社外取締役との間で当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、各再任候補者との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当社の承諾なくして和解した場合の和解金は補償されないなど、一定の場合には補償の対象としないこととしております。各再任候補者が取締役に選任され就任した場合は、各再任候補者との当該補償契約を継続する予定です。

7. 当社は、各再任候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に係る責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとされています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各再任候補者が取締役に選任され就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には同様の内容で当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役徐進氏及び監査役畠中裕氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	徐 進 じよ しん (1968年7月25日)	<p>1995年4月 三菱電機株式会社入社</p> <p>1996年6月 株式会社クロスウェイブ入社</p> <p>2000年4月 株式会社アクセスサポート(現GMOインサイト株式会社)入社</p> <p>2003年3月 有限会社泰進設立代表取締役</p> <p>2007年2月 当社常勤社外監査役(現任)</p> <p>2010年2月 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役(現任)</p> <p>2010年6月 株式会社わーくはぴねす農園(現株式会社エスプールプラス)監査役(現任)</p> <p>2013年12月 株式会社エスプールロジスティクス監査役(現任)</p> <p>2014年11月 株式会社エスプールセールスサポート監査役(現任)</p> <p>2014年12月 株式会社STUDIOUS(現株式会社TOKYO B A S E)社外監査役</p> <p>2017年5月 株式会社TOKYO B A S E社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2019年12月 株式会社エスプールリンク監査役(現任)</p> <p>2020年6月 ブルードットグリーン株式会社監査役(現任)</p> <p>2021年12月 株式会社エスプールグローカル監査役(現任) (重要な兼職の状況) なし</p>	140,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	畠中 裕 （1960年1月17日） はたなか ひろし	<p>1984年4月 赤井電機株式会社入社</p> <p>1987年3月 リビングストーンコミュニケーションズ入社</p> <p>1989年5月 エムアンドシーコンサルティング設立</p> <p>1991年4月 エムアンドシーコンサルティング株式会社設立代表取締役（現任）</p> <p>2003年9月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社ジー・ティスト（現株式会社焼肉坂井ホールディングス）取締役（現任） (重要な兼職の状況) エムアンドシーコンサルティング株式会社代表取締役</p>	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者が所有する当社の株式数は2022年11月30日現在のものであります。

3. 徐進氏及び畠中裕氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由

- (1) 徐進氏は、2007年2月より当社の常勤監査役として社内管理体制の強化及び監査役会の統括を行っており、当社の事業内容等に精通していることから、社外監査役候補者といたしました。また、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合には引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年であります。
- (2) 畠中裕氏は、経営コンサルタントとしての実績や企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待できるため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって19年5ヶ月であります。また、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社と徐進氏、畠中裕氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円または法令が定める金額のいずれか高い額となります。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、各再任候補者との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社の承諾なくして和解した場合の和解金は補償されないなど、一定の場合には補償の対象としないこととしております。各再任候補者が監査役に選任され就任した場合は、各再任候補者との当該補償契約を継続する予定です。
7. 当社は、各再任候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとされています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各再任候補者が監査役に選任され就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には同様の内容で当該保険契約を更新する予定です。

以上

<ご参考>株主総会後の役員のスキルマトリクス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各役員の専門性と経験は次のとおりとなります。

		専門性と経験						
		性別	企業経営	事業開発 M&A	財務・会計	CSV ESG	人材開発	コンプライアンス リスク管理
取締役	浦上 壮平 代表取締役会長 兼社長	男性	○	○			○	
	佐藤 英朗 取締役	男性	○		○			○
	荒井 直 取締役	男性	○			○		○
	赤浦 徹 社外取締役	男性	○	○				
	宮沢 奈央 社外取締役	女性						○
	仲井 一彦 社外取締役	男性			○			
監査役	徐 進 常勤社外監査役	女性				○		○
	畠中 裕 社外監査役	男性	○	○			○	
	吉岡 勇 社外監査役	男性					○	○

※本表は各取締役・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

MEMO

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区外神田一丁目18番13号

秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール



交通 J R 秋葉原駅 電気街口より徒歩 1分

東京メトロ銀座線 未広町駅 (1番、3番出口)	徒歩 3分
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (2番出口)	徒歩 4分
つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A 3出口)	徒歩 3分

※本総会のための駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。